問題１　正解　１

１　妥当でない

　　判例は、通行の自由権が侵害されている場合には、民法上の保護があたえられるとし

ている。したがって、妨害が継続するときは、妨害の排除を求めることができる（最

判昭39.1.16）。

２　妥当である

　　公営住宅の使用関係について、最高裁判所は「公営住宅の使用関係については、公営

住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借地借家法に優先して適用され

るが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借地借

家法の適用があるものとし、さらに本肢のように判示した（最判昭59.12.13）。

３　妥当である

　　租税滞納者の財産を差し押さえる処分に民法１７７条の適用があるかという点につき、

最高裁判所は、本肢のように判示した（最判昭31.4.24）

４　妥当である

生活保護法に基づき保護受給を受ける者が死亡した場合、その相続人が保護受給権を相続するか争われた事件につき、最高裁判所は生活保護法の規定に基づき要保護者または被保護者が国から生活保護を受ける権利は、被保護者自身の最低限度の生活を維持するために当該個人に与えられた一身専属の権利であって、他にこれを譲渡することもできず、相続の対象ともならない、と判示した（最大判昭31.4.24）

５　妥当である

独占禁止法１９条に違反する取引の私法上の効力につき、最高裁判所は本肢のように判示した（最判昭52.6.20）→行政法上の違反の効力が直ちに、民法上の契約の効力に影響するわけではないことを表す代表的な問題。結論覚えよ！

問題２　正解　４

１　誤り

　　行政立法は、法規命令と行政規則に分けることができる。法規命令は、国民の権利義

務を規律する法規たる性質を有するが、行政規則はもっぱら行政機関内部の定めであ

って、法規たる性質を有しない。

２　誤り

　　本肢にいう独立命令は、明治憲法では許容されていたが、現行憲法では認められない。

なぜなら、国民の権利義務に関する一般的な定めをするのは立法機関である国会だか

らである（４１条）

３　誤り

　　刑罰に関する定めは、法律でしなければならないのが原則である（罪刑法定主義）。

　　しかし、人権侵害のおこる危険性が少ないことから、法律の委任があれば、行政権も

罰則を設けることが認められる（憲法７３条６号但書）。

４　正しい

　　判例は、わが国において文化財的価値を有する刀剣類を保護するとう法の趣旨に沿う

合理性を有する鑑定基準を定めたものであり、法の委任の趣旨を逸脱するものではな

く有効としている（サーベル事件／最判平2.2.1）

　（参考）旧監獄法が被拘留者との接見を原則として許可しているのに対し、規則が１４

歳未満の者と被拘留者との接見を原則禁止することは、法の委任の範囲を超える無効

なものとした。（最判平3.7.9）これも結論覚えよ！

５　誤り

　　最高裁判所は、通達は行政機関を拘束するもので、国民を拘束するものではないこと

から、国民の権利救済の観点から訴訟要件としての「処分性」（行訴法３Ⅱ）を認めな

かった（最判昭43.12.24）。

　（参考）裁判所は、法令の解釈適用にあたっては、通達に示された法令の解釈とは異な

る独自の解釈をすることができる（墓地埋葬通達事件／最判昭43.12.24）

　　これも結論覚えよ！→あくまでも、通達は上級行政庁から下級行政庁に対してなされ

るもので、裁判所・国民を拘束するものではない。裁判所は、公平な裁判のため、独

自の解釈をすることができるとするもの。

問題３　正解　４

１　誤り

　　拘束力とは、行政行為の内容が当該行政行為の相手方その他の関係人のみならず、行

政庁をも拘束する効力のことをいう。

２　誤り

　　公定力とは、違法な行政行為であっても取消権限ある機関によって取り消されない限

り一応有効なものとして取り扱われるという効力のことである。もっとも、重大かつ

明白な瑕疵が存するようないわゆる無効の行政行為には、保護に値しないことから、

公定力が及ばない。

３　誤り

　　行政行為の内容を行政権が裁判所の判決を待たずに自力で実現しうる効力は、行政行

為の自力執行力といい、実質的確定力ではない。なお、実質的確定力は、いったん行

なった行政行為の内容は行政庁の側からみだりに変更できない、という不可変更力と

同義で用いられる（ただし、学説により異なる定義を与える場合もある）。

４　正しい

　　違法な行政行為であっても、一定期間が経過すると相手方から行政行為の効力を争う

ことができなくなるという効力を、行政行為の不可争力という。もっとも、行政行為

を行なった行政庁の側が当該行政行為を取り消すことができる。

５　誤り

　　不可変更力とは、権限ある機関がいったん判断を下した以上、職権でこれを覆しえな

いという効力をいう。この不可変更力は、すべての行政行為に認められるわけではな

く、審査請求に対する裁決（行審法４０条）等のように、紛争裁断作用を有する行政

行為について認められる効力である。

問題４　正解　３

１　誤り

　　公務員が国家公務員法にて定める懲戒事由に該当する行為をしたため、懲戒処分を受けたが、当該処分が過酷にすぎ裁量権を逸脱するとして公務員側が処分の取消しを求めて争った事案において、最高裁判所は、「公務員につき、国公法に定められた懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきである」と判示した（最判昭52.12.20。）

２　誤り

　　県知事が、個室付浴場の建設を阻止することを主たる目的として児童遊園の設置許可処分をした場合において、最高裁判所は「本件児童遊園設置許可処分は行政権の著しい濫用によるものとして違法である」と判示した（最判昭53.5.26）。これは、本件のような許可処分は不正な動機によるものであることを認め、行政権の著しい濫用として、違法と判断したものである。

３　正しい

　　土地収用がなされる場合の補償額の決定に関して、最高裁判所は「同法（土地収用法）による補償金の額は、『相当な価格』等の不確定概念をもって定められているものではあるが…、通常人の経験則及び社会通念に従って、客観的に認定され得るものであり、かつ、認定すべきものであって、補償の範囲及びその額…の決定につき収用委員会に裁量権が認められるものと解することではない」と判示した（最判平9.1.28）。

４　誤り

　　判例は、「右の原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」としている。（最判平4・10・29）

５　誤り

　　特定の事実や法律関係について、判断したり確定したりする行為を確認というが、確認は、単に確認をするだけであるから、原則として行政裁量は認められない。  
そして、建築主事が行う建築確認は、一定の建築物を工事するにあたって、その計画が建築基準法令の規定等に適合するものであるかどうかを建築主事が確定する行為であるから（建築基準法6条1項）、講学上の確認にあたる。  
したがって、「裁量に基づいて、確認済証を交付するか否かを判断する。」ものではない。なお、判例は、「建築主事が当該確認申請について行う確認処分自体は基本的に裁量の余地のない確認的行為の性格を有するものと解するのが相当であるから、審査の結果、適合又は不適合の確認が得られ、法九三条所定の消防長等の同意も得られるなど処分要件を具備するに至つた場合には、建築主事としては速やかに確認処分を行う義務があるものといわなければならない。」としている。（品川マンション事件，最判昭60・7・16）

問題５　正解　２

１　正しい。

　　マンションの建築確認申請に対し、行政庁が反対住民との紛争解決を図るために行政指導を行い、その間確認処分を留保した事案において、最高裁判所は、「確認処分の留保は、建築主の任意の協力・服従のもとに行政指導が行われていることに基づく事実上の措置にとどまるものであるから、建築主において自己の申請に対する確認処分を留保されたままでの行政指導には応じられないとの意思を明確に表明している場合には、かかる建築主の明示の意思に反してその受忍を強いることば許されない

　　筋合のものであるといわなければならず、建築主が右のような行政指導に不協力・不服従の意思を表明している場合には、‥・行政指導が行われているとの理由だけで確認処分を留保することは、違法である」と判示した（最判昭60．7．16）。

２　誤り。

　　病院開設中止の勧告の「処分性」が争われた事件において、最高裁判所は、「病院開設中止の勧告は、医療法上は…行政指導として定められているけれども、…これに従わない場合には、相当程度の確実さをもって、病院を開設しても保険医療機関の指定を受けることができなくなるという結果をもたらすものということができる…から、保険医療機関の指定を受けることができない場合には実際上病院の開設自体を断念せざるを得ないことになる」とし、「この勧告は、行政事件訴訟法3条2項にいう『行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為』に当たると解するのが相当である。」と判示した（最判平17．7．15）。本判決は、行政指導においてもその効果によっては処分性が認められるとした点で、意義のあるものである。

３　正しい。

　　地方公共団体の議会、首長が工場を誘致し様々な措置を企業に行っていたが、首長が代わったことで施策が変更し、その結果工場建設が不可能になった事案において、最高裁判所は「決定が、単に一定内容の継続的な施策を定めるにとどまらず、特定の者に対して右施策に適合する特定内容の活動をすることを促す個別的、具体的な勧告ないし勧誘を伴うものであり、かつ、その活動が相当長期にわたる当該施策の継続を前提としてはじめてこれに投入する資金又は労力に相応する効果を生じうる性質のものである場合には、右特定の者は、右施策が右活動の基盤として維持されるものと信頼し、これを前提として右の活動ないしその準備活動に入るのが通常である」とし、「前記の勧告等に動機づけられて前記のような活動に入った者がその信頼に反して所期の活動を妨げられ、社会観念上看過することのできない程度の積極的損害を被る場合に、地方公共団体において右損害を補償するなどの代償的措置を講ずることなく施策を変更することば、それがやむをえない客観的事情によるのでない限り、当事者間に形成された信頼関係を不当に破壊するものとして違法性を帯び、地方公共団体の不法行為責任を生ぜしめる」と判示した（最判昭56．1．27）。

４　正しい。

　　本肢の事案において、最高裁判所は、「行政指導として教育施設の充実に充てるために事業主に対して寄付金の納付を求めること自体は、強制にわたるなど事業主の任意性を損うことがない限り、違法ということはできない。しかし、指導要綱は…事業主に対する行政指導を行うための内部基準であるにもかかわらず、水道の給水契約の締結の拒否等の制裁措置を背景として、事業主に一定の義務を課するようなものとなっており、また、これを遵守させるため、一定の手続が設けられている。そして、教育施設負担金についても、その金額は選択の余地のないほど具体的に定められており、事業主の義務の一部として寄付金を割り当て、その納付を命ずるような文言となっているから、右負担金が事業主の任意の寄付金の趣旨で規定されていると認めるのは困難である。しかも、事業主が指導要綱に基づく行政指導に従わなかった場合に採ることがあるとされる給水契約の締結の拒否という制裁措置は、水道法上許されないものであり…右措置が採られた場合には、マンションを建築してもそれを住居として使用することが事実上不可能となり、建築の目的を達成することができなくなるような性質のものである」として、当該寄付の要求が違法な公権力の行使（国賠法１条１項）に該当するとした（最判平5．2．18）。

５　正しい。

　　行政指導は、事実行為であり、相手方に対する強制力を有するものではないから、（行手法３２条１項）法律の根拠は必要ない。また所掌事務の範囲内で行わなければならないのも、本肢のとおり（行手法３２条１項）。

問題６　正解　２

１　誤り。

　　公有地の使用許可を受けた者が、使用期限を過ぎてもなお公有地を占有し続けている場合には、行政代執行法に基づく代執行手続をとることができない。代執行手続において、代執行をなすことができる義務は、代替的作為義務に限られているからである（行代法２条）。本肢の場合、占有者に課せられている義務は立ち退き義務であり、これは第三者が履行できない非代替的作為義務である。

２　正しい。

　　代執行手続をとる場合には、代執行令書という文書をもって、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名および代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する（行代法３条２項）。なお、非常の場合または危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、代執行令書を出す暇がないときは、例外的に当該手続を経ずに代執行をすることができる（同３項）。

３　誤り。

　　直接強制とは、義務者たる国民が義務を履行しない場合に、行政庁が直接に義務者の身体や財産に実力を加え、義務の履行があったのと同じ状態を作る作用であり、この点では正しい。しかし、直接強制は国民に対する侵害の度合いが強いので、あくまで補完的に利用されるにとどまり、一般的手段として広く利用されているわけではない。

４　誤り。

　執行罰は、義務の不履行に対し、過料の納付義務を課すことで間接的に履行を強制する制度であり、この点は正しい。しかし、執行罰は、行政執行法5条1項2号において、　非代替的作為義務や不作為義務の不履行における一般的強制手段として利用されていた　が、現在同法は廃止されており、執行罰は、個別法においても砂防法36条に規定があるのみである。また、条例で執行罰は認められない。したがって、条例によって広く認められているのではない。

（参考）執行罰において、義務の不履行が継続する限り、過料を繰り返し科すことができる。さらに、代執行（根拠となる行政処分は条例でもできる／行政代執行法2条）直接強制，行政上の強制徴収も条例ではできないことに注意！また、即時強制は条例でもできることもおさえよ。

５　誤り。

　　行政上の強制手続をとることができる場合に、あえて裁判所を通じた民事上の強制執行手続をとることができるかにつき、最高裁判所は、農業共済組合の有する特定の債権を第三者が代位して裁判上の請求を行ったという事例において、「農業共済組合が組合員に対して有するこれら債権について、法が一般私法上の債権にみられない特別の取扱いを認めているのは、農業災害に関する共済事業の公共性に鑑み、その事業遂行上必要な財源を確保するためには、農業共済組合が強制加入制のもとにこれに加入する多数の組合員から収納するこれらの金銭につき、租税に準ずる簡易迅速な行政上の徴収の手段によらしめることが、もっとも適切かつ妥当であるとしたからにほかならない。」として、民事上の手続によることを認めなかった（最大判昭41．2．23）。

（参考）

なお、行政上の強制執行手続がとれない場合でも、「法律上の争訟」にあたらないとして、民事上の手続は認められないことにも注意！（最判14・7・9/宝塚市パチンコ条例事件）

問題７　正解　３

１　適用されない。

　　行政手続法３条３項

２　適用されない

　　行政手続法３条３項

３　適用される

　　行政手続法３条３項

４　適用されない。

　　行政手続法４条１項。これは、行政機関相互の関係で行われる処分については、一般

国民と同様に本法の対象とするのは不適当であると考えられることから、適用除外と

されたものである。

５　適用されない。

　　行政手続法４条１項は、地方公共団体の機関に対する行政指導については、同法の規

定は、適用しないと定めている。したがって、地方公共団体の機関が一般私人と同様

の立場でその相手方となる行政指導については、行政手続法は適用されないことにな

る。このように、行政指導の場合には、処分の場合とは異なり、「これらの機関がその

固有の資格（一般私人ではなく地方公共団体の立場）において当該行政指導の名あて

人となるものに限る。」という限定が付されていないのである。すなわち、行政指導に

ついては、地方公共団体の機関が固有の立場においてその相手方となるものもそうで

ないものも、一律に適用除外とされているのである。

問題８　正解　２

１　正しい。

　　行政手続法５条１項・２項。

２　誤り。

　　行政手続法６条は、「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める」と規定し、標準処理期間の設定を法的義務ではなく、努力義務としている。

３　正しい。

　　行政手続法７条。

４　正しい。

　　行政手続法８条１項本文。

５　正しい。

　　行政手続法９条１項。

問題９　正解　５

１　誤り。

　　行政手続法５条３項。審査基準の公表は、法的義務。

２　誤り。

　　行政庁は、申請拒否処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない（行手法８条１項本文）。しかしながら、かかる理由の提示は必ずしも書面でなされなければらないわけではなく、口頭で行うことも可能である。このことは、行政手続法８条２項が、「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」と定めていることからも明らかである。

３　誤り。

　　申請を受領しないという運用が行政庁によって恣意的的になされるのを防止するため、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、本肢のような申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて補正を求め、または当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない（行手法７条）。したがって、本肢のような場合、行政庁は、当該申請により求められた許認可等を拒否することができる。

４　誤り。

　　判例は、行政庁が申請拒否処分をする場合の理由提示の程度について、拒否処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知りうるような場合な別として、理由付記として十分ではなく、いかなる事実関係を認定して申請者が当該根拠規定に該当すると判断したかを具体的に記載することまで要すると判示している（最判昭60．1．22）。

　☆なお、不利益処分の事例における理由の程度において、判決は「当該処分の根拠法令の規定内容，当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無，当該処分の性質及び内容，当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである。」としている。→処分の原因事実や根拠法令に加えて、本件処分基準の適用関係が示されなければならないとしている。（最判平23・6・7）（処分基準の適用関係がポイント！）

５　正しい。

　　行政手続法１０条

問題１０　正解　２

１　誤り。

　　行政手続法１２条１項は、「行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。」と規定している。このように、処分基準の設定およびそれを公にしておくことは、審査基準の場合とは異なり（行手法5条1項、3項）、努力義務にとどめられているのである。その理由は、不利益処分は発動の実績に乏しいものも稀有でなく、事前に基準を作成することが困難であることがあり、また処分基準が公にされることにより弊害が予想される場合もあるからである。

２　正しい

　　行政手続法１2条２項。

３　誤り

　　行政手続法１３条１項１号イは、行政庁が許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとするときは、聴聞手続を執らなければならないと規定している。

４　誤り。

　　行政手続法１３条１項２号は、行政庁が同条項1号イからニまでのいずれにも該当しない不利益処分をしようとするときは、弁明の機会を付与すれば足りると規定している。そして、許認可等を停止する不利益処分はイからニまでのいずれにも該当しない不利益処分であることから、行政庁は機会を付与すれば足り、必ずしも聴聞手続を執る必要はない。

５　誤り。

　　行政手続法１３条２項は、同項各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しないとして、一定の場合には聴聞または弁明の機会の付与という手続を経なくてもよいものとしている。そして、同条項4号は、「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の納付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。」を挙げている。

問題１１　正解　３

１　正しい。

　　行政手続法１３条２項1号。

２　正しい。

　　行政手続法１４条１項本文。

３　誤り。

　　行政手続法１３条２項５号は、不利益処分によって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため、名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分をする場合には、聴聞や弁明の機会の付与を要しないとしている。したがって、「名あて人の意見を事前に聴くことを要件として」、聴聞または弁明の機会の付与の手続を執らずに不利益処分を行うことができるとする本肢は誤っている。

４　正しい。

　　行政手続法１４条２項は、「行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。」と規定し、処分後において理由を示すことが困難な事情があるときには、理由を示さなくてもよい場合があることを明らかにしている。

５　正しい。

　　行政手続法１４条３項。

問題１２　正解　２

１　妥当でない。

　　行政手続法２０条５項は、「主宰者は、当事者または参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。」と規定している。これは、当事者・参加人の不出頭は、意見陳述権を放棄したものとみなすことができ、または不出頭に正当な理由がある場合でも聴聞の続行で対応することができ、当該期日に聴聞の審理を行うことに支障はないと考えられるからである。

２　妥当である。

　　行政手続法２５条。

聴聞終結後から不利益処分を行うまでの間に、不利益処分の原因となる事実の範囲内で当該事実関係の判断を左右しうる新たな証拠書類等を行政庁が得た場合などには、それについて当事者・参加人が聴聞で意見陳述等をすることが必要だからである。

３　妥当でない。

　　行政手続法２０条６項は、「聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。」と規定している。

４　妥当でない。

行政手続法１７条１項は、聴聞を主宰する者は、必要があると認めるときは、当該不利益利害関係を有するものと認められる者に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、または、聴聞手続に関する手続に参加することを許可することができるとしている。したがって、当事者の申出のみならず、職権で利害関係人を聴聞手続に参加させることができる。

５　妥当でない。

行政手続法１８条１項前段は、当事者および当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることになる参加人に文書等の閲覧請求権を認めている。もっとも、同条項後段は、当事者および参加人から文書等の閲覧請求があった場合でも、第三者の利益を害するおそれがあるとき等正当な理由があるときには、行政庁は、当該請求を拒むことができるとしている。

問題１３　正解　５

１　正しい。

　　行政手続法３５条１項

２　正しい。

　行政手続法３６条

３　正しい。

　　行政手続法３３条

４　正しい。

　　行政手続法３２条２項

５　誤り。

　　本肢のような規定は行政手続法上設けられていないため、本肢は誤っている。なお、行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対して所定の事項を書面により通知しなければならないとされている（行手法１５条１項）

問題１４　正解　１

１　妥当である。

　　行政手続法４０条１項前段

２　妥当でない。

　　行政手続法４３条４項は、命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めないこととした場合には、その旨ならびに命令等の題名および命令等の案の公示の日を速やかに公示しなければならないと規定している。したがって、命令等の題名や、命令等の案の公示日については公示しなくてもよいとする本肢は妥当でない。

３　妥当でない。

　　行政手続法４０条２項は、命令等制定機関は、委員会等（公正取引委員会等）の議を経て命令等を定めようとする場合において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときには、自ら意見公募手続を実施することを要しないと規定している。これは、委員会等が意見公募手続に準じた手続をとった場合には、命令等制定機関が改めて意見公募手続を取る必要性に乏しいため、当該手続を不要としたものである。

４　妥当でない。

　　行政手続法４３条１項は、命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と「同時期」に、提出意見ならびに提出意見を考慮した結果およびその理由を公示しなければならないと規定している。これは、命令等の公布前にこれらの事項を公示すると、一般国民にとって、これらの事項がどの命令等に対応するのか認識しにくくなることがあることを考慮したものである。

５　妥当でない。

　　意見公募手続において、提出意見があった場合には、提出意見やそれを考慮した結果などを公示しなければならず、提出意見がなかった場合には、その旨を公示しなければならない（行政手続法43条1項3号）。

問題１５　正解　３

１　正しい。

　　行政手続法３８条１項

２　正しい。

　　行政手続法４３条３項

３　誤り。

　　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案およびこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先および意見提出期間を定めて広く一般の意見を求めなければならない（行手法３９条１項）。そして、公示する命令等の案は、当該命令等の題名および「当該命令等を定める根拠となる法令の条項」が明示されたものでなければならない（同２項）。したがって、当該命令等の「趣旨」を明示した案を公示するとしている本肢は誤っている。

４　正しい。

　　公益上、緊急に命令等を定める必要があるため意見公募手続を実施することが困難であるときは、命令等制定機関は当該手続を省略することができる（行手法３９条４項１号）。

　正しい。

　　命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない（行手法３８条２項）。